

# 地域公共交通検討委員会だより

第4号 2023年5月

## 副市長と面会しました

前号でお知らせしたように、3月29日に副市長と面会しました。内容は、現状のバス運行の維持に向けての市による継続的な財政支援制度の導入に関する協議です。自治会は2月末に市と奈良交通に対し包括的な利用促進案を提案しましたが、その実施や効果が出てくるには時間がかかることから、当面はそれでは足りない分を市による財政支援で補いつつ、市による交通政策の発展を促す趣旨によるものです。副市長は真摯に自治会の提案を聞いて下さりましたが、対応は現時点では示されていません。自治会の提案内容の概要は次の通りです。

### 目的

- ・ 交通事業者の負担を軽減することにより路線バスの現状運行の継続を促す
- ・ 継続的な支援枠組を構築することにより長期的な運行継続を確保する
- ・ 自ら財政支援をすることにより市に当事者意識をもった公共交通政策の取組を促す

### 財政支援の正当化理由

- ・ 市境を跨ぐ路線には国や県の補助があるがあすか野2路線のような市内完結路線にはなく市の判断に委ねられているが生駒市の継続的補助はない。その結果あすか野2路線は国補助対象である富雄庄田線の2.5倍以上の利用者数があるにも拘わらず補助がないという逆転現象が生じている
- ・ 現在の補助制度では市町村完結路線の維持は市町村の責任という位置付けになっているが、生駒市・大和郡山市・香芝市以外の奈良県内の全ての市は路線バスに対し補助を行っており、殆どの町も同様
- ・ バスには社会的インフラとしての重要性からの公益性がある
- ・ 沿線人口及び利用者数からすると、補助により便益を受ける住民が多い
- ・ 現在市の運営するコミュニティバス(たけまる号)の経費は1乗車当たり217.7円市が負担しているが、あすか野2路線の赤字を全額補助するとしても1乗車当たりの公費負担ははるかに少なく、そもそもあすか野2路線よりもはるかに利用者数の少ないコミュニティバスに対し公費負担がされていることとの均衡を考慮すべき
- ・ これまで市議会で多数の議員が路線存続意見を表明していることを市の政策にも反映すべき
- ・ バス便ニュータウンにも拘わらず世代交代により人口が増加しているこのタイミングで大幅減便がなされるのはあすか野にとり致命的
- ・ この問題はあすか野だけでなくバス便ニュータウンを多く抱える生駒市にとり全市的な課題であり局地的な問題ではない

### 提案内容

赤字全額補助ではなく路線収支率に応じ赤字額の 2/3 から 3/4 を補助する一方、収支率が 1/2 を切った路線について補助打切ラインを設けることで市の負担額が際限なく増加することを防止することなどにより市の受け入れを促している。赤字補助と並行して市も積極的に各種の利用促進を行なうことで奈良交通の体力回復を目指していく。

今月は三者協議はありませんでした スローペースが危惧されます

### バス関係文書につき情報公開請求をしました

市や奈良交通との議論を実のあるものにするためにはその予備知識としての情報が不可欠です。そのため市長に対しこれまでの経緯に関する文書の開示請求を行ない、4月18日に開示されました。今後の対応からみて重要なものとしては、稲倉にバス転回場を設置する具体的な提案が奈良交通からされていたことや、アンケート実施後の住民の反対の声を受けた市の依頼により昨年10月25日に奈良交通から、日中のみ生駒駅まで運行すること(他は東生駒駅止)や稲倉―あすか野団地間を運行することとしつつも朝夕の運行便数を毎時3便(7時台のみ4便)(現在は朝は毎時5便、夕は毎時4便)に減便する案がありました。日頃乗車されている皆様にはこの便数ですと朝夕には乗りこぼしが出るという心配が思い浮かぶと思われそうですが、この点は稲倉以南は便数を確保しつつ先の稲倉転回場の設置により対応することが予定されていました。これは、11月23日の阪口県議による説明会で配布された新再編案のベースとなるものです。

結局引き続く住民の反対により12月15日の市発表でこれらの再編案は撤回されましたが、現在の協議期間中も依然として市や奈良交通により収支均衡が運行継続の柱とされていることからすると、これが撤廃されない限りは、同じく収支均衡を前提として作成された上の新再編案を来年4月以降の運行イメージとして考えることには理由があるものとみられます。本委員会では引き続き新再編案の実施の回避のために活動して参りますが、先の再編案撤廃がそうであったように、何より市や議員に対して住民の皆様が声を上げていくことが重要です。もちろん乗客増も大事ですので、引き続きの御乗車をお願い致します。

なお、自治会ホームページのバス問題ページにあったこれまでの経緯のまとめを開示文書に示された事実を踏まえたものに修正しました。また開示文書の閲覧を希望される方は事務室開室時間に自治会館においでください。